EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】関東財務局長【提出日】2019年10月1日

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 菅野 暁

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 酒井 隆

【電話番号】 03-6774-5100

【届出の対象とした募集内国投資信託

受益証券に係るファンドの名称】

たわらノーロード バランス(8資産均等型)

【届出の対象とした募集内国投資信託

知出の対象ともた事業に当成業には 1兆円を上限とします。 受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年7月12日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、2019年10月1日より信託報酬率を変更するため、外国税額控除の適用についての記載を行うため、また関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2	【	iFの	内容
_		ш ٧ノ	

_____の部分は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2017年7月28日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

<訂正後>

2017年7月28日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

2019年10月1日 信託報酬率(税抜)を「年率0.22%以内」から「年率0.14%以内」に変更

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

ファンドの日々の純資産総額に対して<u>年率0.2376% (税抜0.22%)</u>以内 <u>2019年7月12日</u>現在は、<u>年率0.2376% (税抜0.22%)</u>になります。配分は以下の通りです。

*消費税率が10%になった場合は、年率0.242%となります。

支払先	内訳(税抜)	主な役務
委託会社	年率0.10%	(略)
販売会社	年率0.10%	(略)
受託会社	年率0.02%	(略)

(略)

<訂正後>

ファンドの日々の純資産総額に対して<u>年率0.154%(税抜0.14%)</u>以内 2019年10月1日現在は、年率0.154%(税抜0.14%)になります。配分は以下の通りです。

支払先	内訳(税抜)	主な役務
委託会社	年率0.05%	(略)
販売会社	年率0.07%	(略)
受託会社	年率0.02%	(略)

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

(略)

法人の受益者に対する課税

(略)

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税(復興特別所得税を含みます。)および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は、<u>2019年4月末</u>現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

(略)

< 訂正後 >

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

(略)

法人の受益者に対する課税

(略)

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税(復興特別所得税を含みます。)および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は、<u>2019年7月末</u>現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1)受託会社

(略)

b.資本金の額2018年3月末日現在 247,369百万円

(略)

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容			
(略)					
株式会社十八銀行	24,404	日本において銀行業務を営んでおります。			
株式会社肥後銀行	18,128	日本において銀行業務を営んでおります。			
(略)					
株式会社愛媛銀行	21,359	日本において銀行業務を営んでおります。			
(略)					
第一勧業信用組合	(1) 11,699	協同組合による金融事業に関する法律に基づ			
第一 倒来后用組口		き金融事業を営んでいます。			
近畿産業信用組合	(1) 26,806	協同組合による金融事業に関する法律に基づ			
匹威连来后用組口		き金融事業を営んでいます。			
(略)					
松井証券株式会社	11,944	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品			
14开业分体以云化		取引業を営んでおります。			
(略)					

(注)資本金の額は2018年3月末日現在

(略)

<訂正後>

(1)受託会社

(略)

b. 資本金の額

2019年3月末日現在 247,369百万円

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容			
(略)					
株式会社十八銀行	24,404	日本において銀行業務を営んでおります。			
株式会社親和銀行	36,878	日本において銀行業務を営んでおります。			
株式会社肥後銀行	18,128	日本において銀行業務を営んでおります。			
(略)					
株式会社愛媛銀行	<u>21,363</u>	日本において銀行業務を営んでおります。			
(略)					
第一勧業信用組合	(1) 13,509	協同組合による金融事業に関する法律に基づ			
为 助来ID 加口	(1) 13,509	き金融事業を営んでいます。			
 近畿産業信用組合	(1) 27, 167	協同組合による金融事業に関する法律に基づ			
D. 现在来旧用和口	(1) 21, 101	き金融事業を営んでいます。			
(略)					
松井証券株式会社	11,945	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品			
14开皿万怀八云江		取引業を営んでおります。			
(略)					

(注)資本金の額は2019年3月末日現在